別紙様式第20号（第170条の２の３第２号ニ関係）

（日本産業規格Ａ４）

財産に関する調書（　　年　　月　　日現在）

年　　月　　日

主たる事務所

の所在地

名　　称

氏　　名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 価　　　額 | 摘　　　要 |
| 資　産　計（Ａ） |  |  |
| 負　債　計（Ｂ） |  |  |
| （Ａ）－（Ｂ） |  |  |

（記載上の注意）

１　この調書は、登録申請者が個人である場合に限り、登録申請書に添付すること。

２　価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

３　（Ａ）及び（Ｂ）の価額の算出は、次のとおり行うこと。

⑴　基礎とする各資産及び各負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請の日の前年の12月31日における残高による。

⑵　有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記⑴にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額による。

⑶　土地及び建物の価額については、上記⑴にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額による。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額とすることを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあつては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝



取得時の自己資金＋返済済み元金額

　　　　　　　　　　　　　　×　　　　　　　　　　　　　　　　×　　　　　　　　　×

取得時の借入金＋取得時の自己資金



＋　　　　　　　　　　　　×



「借入金」の価額　＝　算出日の借入金の価額　×

⑷　貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額による。

⑸　営業権、地上権その他の無形固定資産についても、（Ａ）の価額の算出の基礎とする。

４　信用金庫法第89条第９項において準用する銀行法第52条の61の３第１項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。